

徳島県病院局管理規程第九号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第一号中「六千三百円」を「五千三百円」に改め、同項第二号中「七千円」を「五千九百円」に改め、同項第三号中「三千八百円」を「三千二百円」に改める。

第二十二條第二項第三号中「六千四百円」を「六千四百円」に改め、同項第四号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項第五号中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

附則第二項に次の一号を加える。

四 病院に勤務する医師（医師法第十六条の二第一項の医師を除く。）が、正規の勤務時間外等において、管理者が別に定める手術等の業務に従事したとき。

附則第三項第一号中「一万二千四百円」を「一万五百円」に改め、同項第二号中「九千円」を「七千六百円」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項第四号に掲げる場合 勤務一回につき一万円

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十項第一号から第三号までの改正規定、附則第二項に一号を加える改正規定並びに附則第三項第一号及び第二号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

2 改正後の徳島県病院局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第二十二條第二項第三号から第五号までの規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。